

子どもへの食の支援事業の実施について

(付議の要旨)

平成32年(2020年)度からの子ども計画(第2期)後期計画策定に向けて、子どもの生活実態調査を行う中で必要性が見えてきた、支援につながりにくい家庭とその子どもを必要な支援につなぐための食の支援事業を実施する。

1 主 旨

東京都の子供の生活実態調査等から、食事の量、頻度、栄養の偏り、孤食、食事の不規則性など、子どもの「食」における格差があることが明らかになっている。

また、現在、区における子どもの生活実態調査を行う中で、ひとり親であることや保護者の疾患など様々な事情により、普段の食事を十分に取れない状況にある子どもが一定数いることや、そうした子どもとその家庭は子ども食堂にもつながっておらず、地域から孤立し、自らSOSを上げにくいなど、必要な支援につながっていないこと等が分かった。

平成32年(2020年)度からの子ども計画(第2期)後期計画策定及び児童相談所の移管に向けて、このような状況にある子どもとその家庭を必要な支援につなぐためのサービスとして、食の支援事業を実施し、養育環境の悪化を防ぐ予防施策のさらなる充実を図る。

2 事業の概要

(1) 対象家庭

孤食や栄養の偏りなど子どもの食に課題があるが、必要な支援につながっておらず、地域から孤立しやすい状況にある家庭を主な対象とする。

【具体例】

- ・ひとり親家庭で保護者の帰宅が遅く、子どもが孤食状態にあるが、家庭内への他者の立ち入りには抵抗感があるケース
- ・非正規就労で著しく家計収入が低いが、生活保護受給を拒否しており、子どもが栄養バランスの整った食事を取れていないケース
- ・子ども家庭支援センターがネグレクト等で関わっているが、支援に拒否的なうえ、食に課題があるケース

(2) 事業の構成(別紙1参照)

- ・本事業は、家庭内で調理等を行う地域住民によるサポーターの派遣による食事支援を行う「食の支援サポーター派遣事業」と、自宅への仕出し弁当の配達を通じた見守りを行う「子ども配食事業」を実施する。食の支援が必要だが家庭への立ち入りに抵抗があるという保護者に対しては、子ども配食事業から開始し、徐々に食の支援サポーター派遣事業につなげていく。

- ・食の課題を有する家庭は、様々な課題が複合的に絡み合っている可能性があるため、家庭全体の支援を調整する子ども家庭支援センターが申請受付を担い、事業の必要性についての1次判断を行う。本事業の利用決定を含む管理業務は子ども家庭課が担い、子ども家庭支援センターと連携し、必要な支援につなげていく。

3 事業の内容

(1) 食の支援サポーター派遣事業

区が食の支援を必要と認めた家庭に対し、調理等を行う地域住民によるサポーターの派遣による食事支援を行うことで、子どもの心身の健康の増進及び家庭の生活の安定を図り、地域のサポーターの関わりを通じて、子どもの健やかな成長を支援する。また、実際に食材を購入し、調理をする過程も含めて子どもと共有することで、子どもが自立・成長する一助とする。

(事業内容)

対象世帯数	25世帯程度 原則、18歳未満の子どもとその保護者を対象
受付場所	各総合支所子ども家庭支援センター
派遣回数	1世帯あたり年度内原則48回以内
運営方法	委託により実施（プロポーザルにより選定） 事業者は、サポーターの育成や活動のフォロー、派遣のマッチング等を行う。
サポーター報酬	1時間あたり1,300円程度
区民負担額	無料 自己負担を食材費も含めて無料にすることで、金銭的負担をなくし受け入れやすくする。
食材費目安	1食の子ども1人あたり600円、1人増につき300円追加 食材についてはフードドライブ等とも連携する。
開始時期	平成31年（2019年）7月
事業スキーム	別紙2-1のとおり

(2) 子ども配食事業

区が食の支援を必要と認めた家庭に対し、自宅への仕出し弁当の配達を通じた見守りを行う。これにより、子どもの心身の健康の増進及び家庭の生活の安定を図る。

(事業内容)

対象世帯数	30世帯程度 原則、18歳未満の子どもとその保護者を対象
受付場所	各総合支所子ども家庭支援センター
配達回数	1人あたり年度内原則48回以内
実施方法	委託により実施（プロポーザルにより選定） 事業者には、弁当配達の際に子どもや保護者への簡単な語りかけや家庭の様子等を報告させる。

区民負担額	1食100円
配食費用	1食あたり800円程度(税抜)(弁当500円、配送及び様子確認300円程度)
開始時期	平成31年(2019年)7月
事業スキーム	別紙2-2のとおり

4 経費概算

16,106千円(特定財源:7,831千円)

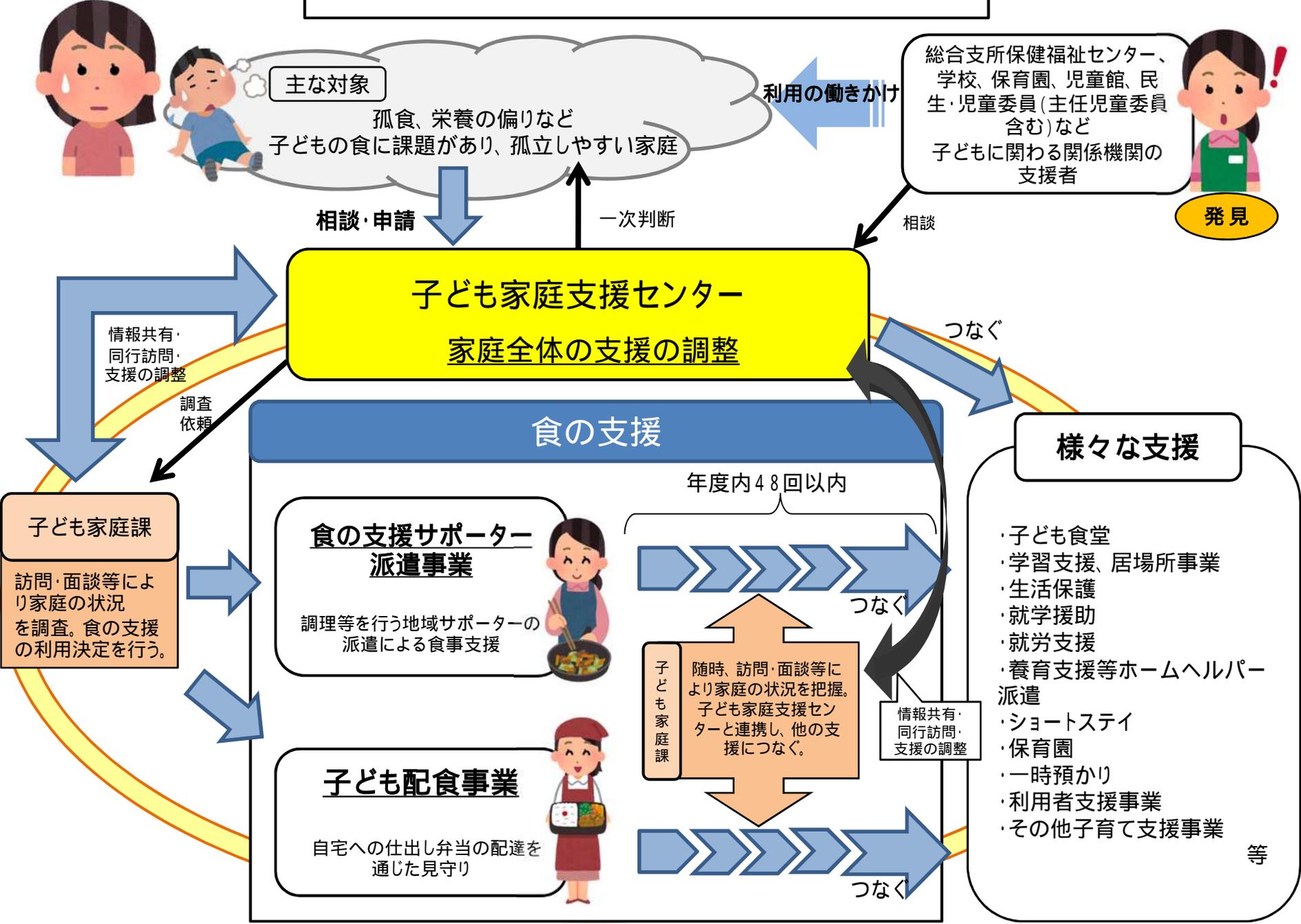
【内 訳】

- ・食の支援サポーター派遣事業 13,288千円(歳入6,533千円)
 - ・子ども配食事業 2,818千円(歳入1,298千円)
- 特定財源 都補助 子供家庭支援区市町村包括補助(補助率1/2)

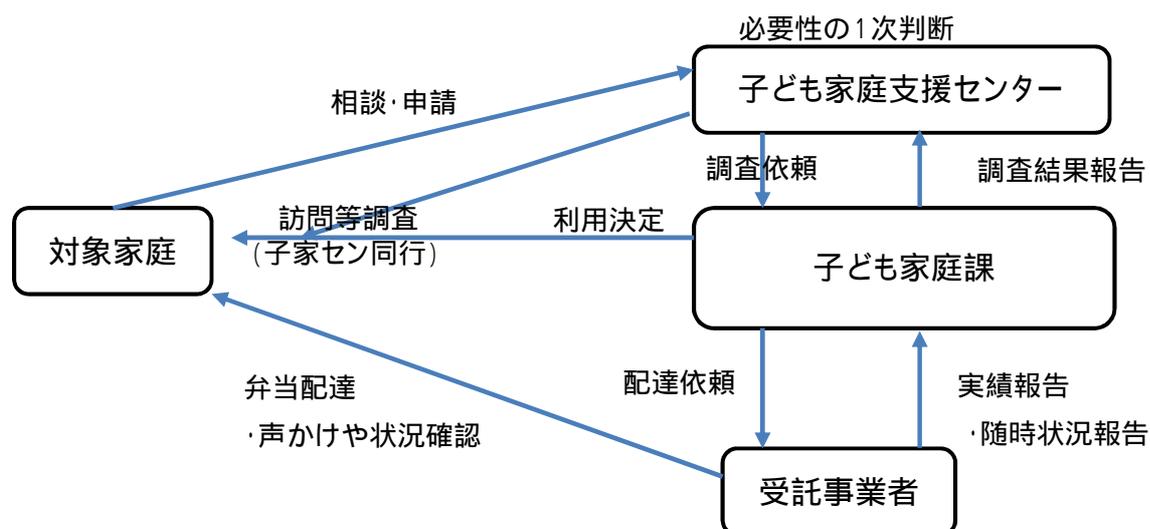
5 今後のスケジュール(予定)

平成30年(2018年)12月	福祉保健常任委員会報告(事業内容の報告)
平成31年(2019年)4月	各事業の事業者選定
7月	各事業の開始

子どもの食の支援イメージ図



子ども配食事業スキーム



それぞれの役割

名称	業務内容
子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・申請受付 ・事業の必要性の1次判断 ・食の支援の調査依頼 ・子ども家庭課の訪問等調査への同行 ・子ども家庭課との利用決定に向けた協議 ・家庭全体の支援調整・他の支援へのつなぎ
子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センター、その他関係機関からの情報収集及び連絡調整 ・訪問調査等による養育状況の調査 ・食の支援計画の作成 ・利用決定 ・受託事業者への配達依頼 ・子ども家庭支援センターと連携した他の支援へのつなぎ
受託事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当配達 ・配達家庭への声かけや状況確認 ・子ども家庭課への実績報告 ・随時状況報告